

## 安芸市宿泊・飲食施設誘致市場調査業務 一般競争入札実施要綱

### 1. 業務概要

(1) 業務名 安芸市宿泊・飲食施設誘致市場調査業務

(2) 実施目的

市内における宿泊・飲食分野の需要構造及び市場動向を的確に把握し、今後の民間事業者による参入・投資促進のための基礎資料を整備するとともに、具体的な事業者へのアプローチや誘致戦略を検討することを目的とする。

(3) 業務内容 別紙仕様書のとおりとする。

(4) 履行期間 契約締結の日から令和9年3月25日まで

### 2. 最低制限価格

設定しない。

### 3. 入札参加資格

一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

① 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

② 国税及び地方税を滞納していない者であること。

③ 官公署から指名停止を受けていない者であること。

④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ただし、再生手続開始決定がなされ、競争参加資格の再認定を受けた者を除く。

⑤ この入札に参加しようとする他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。

⑥ 安芸市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成25年規則第1号）第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しないこと。

⑦ 過去5年間に於いて、本業務に類似する施設の立地調査、市場調査、需要予測調査又は統計調査等の受注実績を有し、本業務を適正かつ確実に履行するために必要な経験及びノウハウを十分に有していること。

### 4. 入札参加資格の確認

(1) この入札に参加を希望する者は、入札公告に定める提出期限までに、次に掲げる書類を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

#### 【提出書類】

① 入札参加申請書

② 誓約書

### ③ 会社概要書

### ④ 業務実績調書

(2) 提出期限までに必要書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

(3) 入札参加資格の確認結果は、入札公告に定める日までに電子メールにより通知する。

(4) 入札参加資格の確認後であっても、開札の時までの間に入札参加資格を欠くに至ったときは、その資格を取り消すことがある。

## 5. 仕様書等に対する質問及び回答

仕様書等に質問がある場合は、質問事項書により令和8年5月13日（水）正午までに、安芸市企画調整課へ提出すること。

質問に対する回答は、令和8年5月15日（金）午後5時までに安芸市ホームページに掲載する。

## 6. 入札書の提出及び開札

### (1) 入札書の提出方法

入札書は所定の様式を使用し、押印のうえ、封入及び封かんし、封筒の表面に件名、宛先及び入札者の商号又は名称を記載して、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

### (2) 郵送による場合の取扱い

郵送による場合は、入札公告に定める提出期限までに必着とし、郵便事故等により提出期限までに到達しなかった場合は、未提出として取り扱う。

### (3) 入札書の提出期間

入札公告に定める期間とする。

### (4) 開札の日時及び場所

入札公告に定める日時及び場所において行う。

なお、開札の立会いを希望する入札参加者又はその代理人は、定刻までに入室すること。

## 7. 入札方法

(1) 入札は一般競争入札により行う。

(2) 入札金額は総額を記載するものとし、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。

(4) 入札金額は、金額の頭部に「¥」を付し、金額の訂正は認めない。

## 8. 無効入札

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- ① この公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札
- ② 入札参加資格確認に係る書類に虚偽の記載をした者のした入札
- ③ 安芸市契約事務規則第 20 条各号に該当する入札
- ④ その他入札に関する条件に違反した入札

## 9. 落札者の決定

(1) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 者以上あるときは、後日、日時及び場所を指定して当該入札者に通知し、くじにより落札者を決定する。

この場合において、当該入札者が出席しないとき、又はくじを引かないときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度入札を行う。

この場合における提出期限、提出方法、開札日時その他必要な事項は、当初入札における有効な入札者に対して別途通知する。

## 10. 契約の締結

(1) 落札者決定後、速やかに契約を締結する。

(2) 落札者は、契約締結までに市が指定する納税証明書を提出しなければならない。

なお、当該証明書により入札参加資格要件を満たしていないことが判明したとき、又は提出期限までに提出しないときは、落札決定を取り消すことがある。

(3) 落札者は、市が必要と認める場合には、入札金額内訳書を提出するものとする。

## 11. その他

(1) 本要綱に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、安芸市契約事務規則その他関係法令等の定めるところによる。

(2) 契約に関する費用は、落札者の負担とする。

(3) 提出された書類は、原則として返還しない。

(4) 落札結果については、公表することがある。